

## 岩美町沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）第26条に基づき、岩美町沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、意欲のある沖合底びき網漁業者へ、代船取得のためのリース料及び漁船の継続利用のための機器整備経費等への支援を行うことで、本町の基幹産業である漁業の中核的な役割を果たしている沖合底びき網漁業の存続を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）」にかかる漁業経営改善計画（以下「改善計画」という。）に基づき、次の第1号の事業（ただし、「水産関係民間団体事業実施要領」（平成10年4月8日付10水漁第944号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要領」という。）別表1の2に規定された担い手代船取得支援リース事業を行う場合に限る。）から第2号の事業（以下「補助事業」という。）を行う、別表1及び別表2の第2欄に掲げる者に対し、当該補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）に、同表第4欄に定める率を乗じて得た額（1円未満を切り捨て）以下の補助金を予算の範囲内で交付する。

- (1) 漁船リース経費補助事業
- (2) 機器等整備経費補助事業

### (交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、原則として、第3条第1項第1号の事業については町長が別に定める日、同条第1項第2号の事業については事業の着手を希望する日の30日前までに提出するものとする。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、前条第1項第1号の事業については様式第1号、前条第1項第2号の事業については様式第2号によるものとする。
  - 3 前条第1項第1号の事業と前条第1項第2号の事業は、同一の経営体において同時に実施できないものとする。
  - 4 前条第1項第2号の事業は、同一の経営体につき1度しか申請できないものとする。

### (交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

### (申請事項の変更等)

- 第6条 規則第10条第1項の町長が別に定める変更は、別表1及び別表2の第5欄に定めるもの以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実施状況の報告)

第7条 補助事業者は、第3条第1項第1号の事業について、9月末時点における補助事業の実施状況について、様式第5号により報告書を作成し、翌月の10日までに町長に提出しなければならない。

(国庫助成の中止の報告)

第8条 補助事業者は、第3条第1項第1号の事業について、「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」（平成22年3月26日付21水港第2597号水産庁長官通知。以下「国の運用通知」という。）第3の1-2の(1)のイの(オ)のeに規定する国からの助成の中止が決定された旨の報告があった場合、速やかに様式第6号により町長に報告するものとする。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条の規定による実績報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 補助事業の完了又は交付の中止若しくは廃止の日から15日を経過する日

(2) 補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条の報告書に添付すべき書類は、第3条第1項第1号の事業については様式第1号、第3条第1項第2号の事業については様式第2号によるものとする。

(財産処分の承認)

第10条 補助事業者は、規則第25条の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による町長の承認について準用する。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月16日から施行し、平成23年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年12月21日から施行し、平成23年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月5日から施行し、平成24年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

別表1 (第3条関係)

(1) 漁船リース経費補助事業

1 補助事業の内容	国の実施要領別表1の2に規定された担い手代船取得支援リース事業を行う場合、リース料の一部を助成する。
2 事業実施主体	漁業協同組合
3 事業の対象となる経費	リース契約書に記載されたリース料月額のうち、付加料部分(リース料から船価部分を除いたもの)から、次に掲げる経費を差し引いた額。 (1) 国の運用通知第3の1-2の(1)のイの(イ)のdの(c)のiに規定する国庫助成額 (2) 漁協事務費、漁協事務費にかかる消費税及び地方消費税のうち国庫補助対象額
4 補助率	10/10
5 重要な変更	(1) 補助対象経費の増額に係るもの (2) リース契約の変更に係るもの

別表2 (第3条関係)

(2) 機器等整備経費補助事業

1 補助事業の内容	現在使用中の船又は中古船を継続利用するにあたり、機器、漁具等を整備する経費の一部を助成する。								
2 事業実施主体	次の条件をすべて満たす沖合底びき網漁業者 (1) 「水産業体質強化総合対策事業実施要綱」(平成21年4月1日付20水管第2746号農林水産事務次官依命通知)及び「もうかる漁業創設支援事業実施要領」(平成21年4月1日付20水管第2906号水産庁長官通知)に定める地域プロジェクト協議会により実証された漁具等を活用した改善計画を実施中の者で、改善計画策定時の年齢が満65歳未満である者。ただし、法人経営体については年齢要件を問わない。 (2) 過去3年間に平均90日以上の出漁実績があることを様式第3号により所属する漁業協同組合長が証明した者								
3 事業の対象となる経費	改善計画の内容に沿った、次の(1)から(3)に掲げる経費から、補助対象事業に伴う消費税及び地方消費税、その他収入を差し引いた額。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>補助対象経費上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 漁業用省エネ機関の購入経費</td> <td>50,000千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 漁船用機器の購入経費</td> <td>20,000千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 漁具等の購入経費</td> <td>20,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*上記のうち、(2)及び(3)は組み合わせて利用できるものとするが、(1)は(2)、(3)いずれとも組み合わせて利用できないものとする。</p>	内 容	補助対象経費上限額	(1) 漁業用省エネ機関の購入経費	50,000千円	(2) 漁船用機器の購入経費	20,000千円	(3) 漁具等の購入経費	20,000千円
内 容	補助対象経費上限額								
(1) 漁業用省エネ機関の購入経費	50,000千円								
(2) 漁船用機器の購入経費	20,000千円								
(3) 漁具等の購入経費	20,000千円								
4 補助率	1/2								
5 重要な変更	(1) 補助対象経費の増額に係るもの (2) 機器又は漁具等の変更 (3) 改善計画の変更を伴う変更								

様式第1号（第4条、第9条関係）

岩美町沖合底びき網漁業生産体制存続事業計画（報告）及び収支予算（精算）書

第1 事業の目的

第2 事業計画（又は事業実績）

（単位：千円）

事業実施 主体名	漁 船 使用者名	漁 船 の 概 要 (漁船名・漁船の規模・能力)	リース 期 間	事 業 費 (リース料のうち 付加料部分)	負 担 区 分				備 考
					国	県	町	その他	
合 計									

第3 事業完了予定（又は完了）年月日

第4 収支予算（又は決算）

(1) 収入の部

（単位：円）

区 分	本 年 度 予 算 額 (又は本年度決算額)	前 年 度 予 算 額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国					
町補助金					
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

（単位：円）

区 分	本 年 度 予 算 額 (又は本年度決算額)	前 年 度 予 算 額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
沖合底びき網 漁業生産体制 存続事業					
合 計					

第5 添付書類

- (1) リース漁船の仕様書及びリース契約書の写し（リース初年度のみ）
- (2) 漁業協同組合から国へ提出されたリース助成申請書及び国から漁業協同組合へ送付された助成決定通知の写し（リース初年度のみ）
- (3) 国から漁業協同組合へ送付されたリース料助成月額決定通知の写し（毎年度写しを添付）
- (4) 漁業協同組合から国へ提出された当該年度リース料助成金交付申請書（前期・後期）の写し

（注） 交付申請書には（1）から（3）の書類の写しを添付し、実績報告書には（4）を添付する。

様式第2号（第4条、第9条関係）

岩美町沖合底びき網漁業生産体制存続事業計画（報告）及び収支予算（精算）書

第1 申請者の状況

(1) 事業実施主体名（生年月日）	( 年 月 日)
(2) 漁業経営改善計画の認定日	年 月 日
(3) 使用している漁船名と漁船登録番号	
(4) 過去3年間の出漁日数の平均	平均 日

(注)「漁業経営改善計画」とは、「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）」に基づき、漁業者が作成する経営改善計画

第2 事業の目的

第3 事業の内容（漁業経営改善計画に内容と変わっている場合は理由も記入すること。）

第4 事業に要する経費の配分

(単位：円)

事業項目	購入機器・漁具名等	補助対象経費 (算定基準額) (A) + (B) + (C)	負担区分		
			県 (A)	町 (B)	その他 (C)
(1) 漁業用省エネ 機関の購入経費					
(2) 漁船用機器の 購入経費					
(3) 漁具等の購入 経費					

第5 事業完了予定（又は完了）年月日

第6 収支予算（又は決算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度決算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
町補助金					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

事業種目	本年度予算額 (又は本年度決算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
(1) 漁船用省エネ機 関の購入経費					
(2) 漁船用機器の 購入経費					
(3) 漁具等の購入 経費					
合 計					

第7 添付書類

- (1) 漁業経営改善計画の認定通知の写し
  - (2) 別紙様式第3号（出漁日数証明書）
  - (3) 購入する機器又は漁具の仕様書及び見積書（消費税、下取り価格がわかるもの。）
  - (4) 購入した機器又は漁具の領収書等支払いを証明する書類
- (注) 事業計画書には（1）から（3）の書類を添付し、事業報告書には（4）を添付すること。

年 月 日

出 漁 日 数 証 明 書

〇〇〇漁業協同組合 代表理事組合長 氏 名 様

鳥取県沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金の申請をしたいので、証明願います。

申請者 住 所  
氏 名 印  
(法人経営体にあつては代表者氏名)

記

1 申請者の使用している漁船名及び漁船登録番号

漁 船 名	
漁 船 登 録 番 号	

2 過去3年間の出漁日数

過去3年間の出漁日数の平均	平均	日
1年前 ( 年 月～ 月まで)		日
2年前 ( 年 月～ 月まで)		日
3年前 ( 年 月～ 月まで)		日

上記のとおり相異なることを証明する。

年 月 日

〇〇〇漁業協同組合 代表理事組合長 氏 名 印

様

岩美町長

岩美町沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）第6条の規定により、下記のとおり交付決定しますので通知します。

記

1 補助事業

本補助金の交付対象となる事業は、年 月 日付で申請のあった補助事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定の額は次のとおりとする。

但し、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 補助対象事業費	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、岩美町沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。



年 月 日

岩美町長

様

漁業協同組合長 氏 名 (印)

年度岩美町沖合底びき網漁業生産体制存続事業実施状況報告

年 月 日付 第 号で補助金の交付の決定通知があった標記事業について、岩美町沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

区 分	年 間 事 業 費 a	月 末 現 在 b	実 施 率 b/a	備 考
	円	円	%	
合 計				

様式第6号（第8条関係）

番 号  
年 月 日

岩美町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ㊟  
(法人経営体にあつては代表者氏名)

岩美町沖合底びき網漁業生産体制存続事業にかかる国庫助成の中止について（報告）

このことについて、別添写しのとおり国庫助成の中止が決定されたので、岩美町沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき報告します。

<添付書類>

- ・ 国から漁業協同組合への助成中止決定通知の写し